

富士川水系 火山砂防事業 掘入沢砂防堰堤(山梨市牧丘町西保中、西保下)

①工事について

・台風や集中豪雨に伴う土石流発生の危険性が高い流域が山梨市牧丘町西保下内に存在しており、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤工事を計画しております。

・被害想定区域には人家及び指定緊急避難場所(中牧多目的集会施設等)があり、早急な工事が必要です。

【土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定:2008年9月4日山梨県告示第393号】

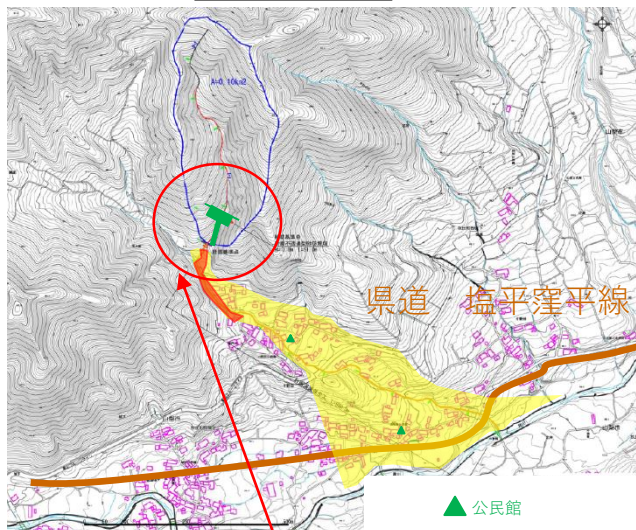
流域付近の荒廃状況



避難所等に指定されている施設



流域概要図



この場所に砂防堰堤施設を設置予定です。



(※イメージ図)

②土地について

工事用地の中に、名義人190名の共有地が含まれています。

▼問題点

- ・190人の内、187名が故人、6名程度が人物不明であり、土地の権利者が不明確な状態です。
- ・この状態だと、土地の権利者が分からず、工事用地として山梨県が取得出来ない状況です。

表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号 0903010000495
地図番号 C2 12、22	業界特定 [余白]		
所在 東山梨郡牧丘町西保下字小田野		[余白]	
山梨市牧丘町西保下字小田野		平成17年3月22日変更 平成17年7月22日登記	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付【登記の日付】
3628番93	山林	200	3628番1から分筆 国土調査による成果 (平成17年3月15日)
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和15年5月15日 第480号	原因 昭和11年10月19日私下 共有者 持分189分の1

※一部相続登記がされているため、権利者の人数は190名

▼解決策

問題の解決方法として、「認可地縁団体の制度」を活用します。

にんかちえんだんたい

地元ゆかりの団体を新たに作り、問題の共有名義地について、土地の権利をその団体へ移転したいと考えております。(移転後に、団体と県にて土地取得の手続きを進める方針です)

今回、区在住の皆さまにおかれましては、団体への加入をお願いしたく、回覧をさせていただきます。

詳細は次ページをご覧ください

**認可地縁団体とは？**

通常、自治会などの地縁団体では不動産（土地や建物）の権利を持つことが出来ませんが、一定の手続きを経て市に認可されると、不動産の登記が出来るようになる制度です。

- ✓山梨市の認可地縁団体手引きには、  
構成員(団体メンバー)について以下のように記載されています。

(3)その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものと  
し、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※構成員はすべての個人に資格があり、年齢・性別・国籍等により正当な理由  
なく拒むことはできません。

※相当数とは一般的にその区域の住民の過半数を判断基準とします。

- ✓よって、次のことが必要になります。

・認可地縁団体は、基本的に「地元に住んでいる方」しかメンバーになることができません。

・今回は、「城東区、東部区、南部区」に在住している方々に加入の資格があります。  
居住されている方々のうち、「過半数」が加入しない場合、団体の設立自体、  
手続きすることが出来なくなってしまいます。

## ◎認可地縁団体への加入について ご協力をお願い申し上げます。

団体設立のためには、この地区に住み、地域を管理されている皆さまのご協力が必要です。  
ご賛同いただける方は、別紙名簿へ必要事項をご記入ください。

ご不明点がございましたら、右記問い合わせ先までご連絡ください。

**Q.なぜこの3区（城南区、城東区、東部区）が選ばれたのですか？**

A.元々の土地名義人190名が、かつてこの3区付近に住んでいたためです。  
地縁(地元のゆかり)の土地とするため、現在この3区に住んでいる方々で  
団体を作り、最終的には工事用地としてご提供いただきたいと考えております。

**Q.加入による個人の負担はありますか？**

A.加入によって、個人に負担のあることはほとんどありません。  
役員決定や土地の処分の際に、書面(回覧)にて賛否を示していただく程度です。

**Q.登録した名簿情報の取扱いについて。**

A.個人情報、団体の活動に関すること及び山梨県の用地取得に関するものみに  
使用し、それ以外の目的で利用されることはありません。

**Q.遠方に住んでいる家族は加入できますか？**

A.この地域に実際住んでいる方々が対象ですので、城東、城南、東部の区に住んでいない方は  
加入できません。

**Q.未成年（18歳未満）は加入できますか？**

A.加入できます。表決権等、一部の行為について法定代理人の同意が必要な場合があります。

区民のみなさまのご協力をお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

〒404-8601 山梨県甲州市塩山上塩後1239-1  
山梨県峡東建設事務所 用地課 用地第一担当(三科・山口)

電話:0553-20-2711(受付時間8:30~17:15)

FAX:0553-20-1719/メール:yamaguchi-ysch@pref.yamanashi.lg.jp

県ホームページ:https://www.pref.yamanashi.jp/kt-kensetsu/youchika.html